

須磨区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 15 日 須磨区長決定

(目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 要綱別表第 9 に定める事業については、別表 1 の基準により助成するものとする。

(その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 須磨区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

○別表 1

助成対象活動	助成条件	助成額
様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした先駆的な活動	協議会が提案するもので、区長が特に必要と認めるもの。	原則 1 協議会 年 200,000 円以内
ICT を活用する地域活動		原則 1 協議会 年 100,000 円以内